



日本共産党

いぬい紳一郎の 市政だより

流山市議会議員

2015.10.1 NO.68

「流山市政における地方自治の尊重の姿勢を維持 することを求める陳情」が総務委員会で不採択に

9月議会に市民のIさんから提出されていた「地方自治の尊重の姿勢を維持することを求める陳情」が、総務委員会で審議され不採択となりました。陳情の要旨は「国・県の言いなりになることなく、市民の暮らし、生命を脅かすものから、市民を守りぬく自治体であり続ける市政運営を市民に約束するよう議会から市当局に働きかけてください」というものです。

Iさんは、審議に先立って、「たとえば、県民の民意を受け、新基地建設に立ち向かっている沖縄県のように、国・県の言いなりになるのではなく、もっと地方政府として自信を持ち行動してほしい。市民にとって一番良い方法をとってもらいたいと思い陳情を提出した」と陳述しました。陳情者に対する質疑もおこなわれ、Iさんは「放射能問題で省庁交渉もしてきた。子どもの健康・くらしを長期にわたってみてほしい」「沖縄は地方自治がないがしろにされている。地方自治の危機」と答えました。

「個人の思いをのせているから」反対！？

討論では、森議員（流政会）が「（陳情は）個人的な思いを忍ばせている面も強く…今回は反対する」と反対討論。森田議員（新風流山）、徳増議員（共産）、阿部議員（社民）が賛成討論をおこないました。採決の結果、野田議員（流政会）、中村議員（自民）も反対し可否同数に。その後、秋間委員長（公明）が反対の委員長採決をしました。

陳情や請願は、そもそも市民の願いから出てくるものです。団体からも出せますが、個人でもできる当然の権利です。ですから、「個人の思い」が反映されているからというのは反対理由にはなりません。日本国憲法第92条で規定されている「地方自治の本旨」は、①住民自らが地域のことを考え、自らの手で治めること（これを『住民自治』と言います）、②地域のことは地方公共団体が自主性・自立性をもって、国の干渉を受けることなく自らの判断と責任の下に地域の实情に沿った行政を行っていくこと（これを『団体自治』と言います）の二つの内容を含んでいます。Iさんの陳情は、流山市政に『団体自治』の発揮を求めているのであって、このことは地方自治に係わるものにとっては当然の内容なのです。最終日（10月6日）本会議での採決が注目されます。

「流山民報」号外 発行：日本共産党いぬい紳一郎事務所

問い合わせ・連絡先 04-7150-6099 流山市議会事務局（政務活動費使用のルールが変更され、市議への直接の連絡先を表記できなくなりました。日本共産党は是正を求めています。）



違憲立法の採決強行は許されない

日本共産党が「戦争法（安保法制）廃止の国民連合政府」の樹立を提案

9月19日の未明、参議院で戦争法案が強行採決されたことを受け、共産党は同日午後中央委員会総会をおこない、志位和夫委員長の名で「戦争法（安保法制）廃止の国民連合政府をつくろう」と呼びかけました。

10万を超える国会デモ、全国2000か所で150万人が参加した国民運動の高まりを背景に、約7割が「今国会での成立に反対」という世論をつくり、最後まで野党5党1会派が結束してたたかいました。最終版の国会前のデモでは、「野党は頑張れ」「賛成した議員は落選を」とのコールが叫ばれる中、この声に応えるべく出された暫定政府の構想です。私も共産党の1地方議員として、市民の思いに応えるもの、「わが意を得たり」の思いです。

野党が、国民の民意＝「戦争法廃止」の大義にそって選挙協力を行えば、おごる自民・公明を選挙で大敗させることができます。そして、野党共闘を実現するには、戦争法廃止の一点で一致するすべての政党、団体、個人が力をあわせる国民運動の更なる発展が必要です。わたしも、地元流山から国民連合への大同団結を築くために力を注いでまいります。

日	月	火	水	木	金	土
				10/1	2 朝宣7～8時 セントラルパーク	3
4	5 「総がかり行動10.8講演集会（仮称）」 19時～文京シビック大ホール	6	7	8	9 朝宣7～8時 流山	10
11	12 夕方駅宣は祝日のため中止	13	14	15	16 朝宣7～8時 セントラルパーク	17
18 東葛健康祭り	19	20	21	22	23 朝宣7～8時 流山	24
25	26 夕宣南流山	27	28	29	30	31